

判例研究

刑事未成年の現行犯逮捕

岡山地方裁判所津山支部平成24年2月2日判決

判例タイムズ1383号379頁

古川原 明 子

1. 事案の概要

本判決によれば、事件の経緯は以下の通りである。

被告人は、かねてからA高校やB中学の学生の交通マナーや服装を注意するなどしており、ときには教育委員会に苦情を述べることもあった。平成23年3月25日（以下「本件当日」という。）午後6時ころ、B中学の学生である甲（当時13歳）は、乙及び丙ら友人4名とともに、C園舎（以下「本件園舎」という。）の西隣に位置する広場（以下「本件広場」という。）にエアガンを持って集った。

被告人宅は、本件園舎と本件広場からみて、道を挟んで南側に位置する。甲らは、かつて被告人から注意を受けたことがあり、本件園舎等の南に被告人宅があることも知っていた。

本件当日午後6時10分ころ、甲らは、本件園舎の北側を通って帰宅しようとした。その前に、甲が被告人宅に向かってエアガンを向けたことがあり（実際に発射したかどうかは争いがある。）、それを見た被告人が自宅から出て、自転車に乗り甲らに近づき、本件園舎と本件広場を繋ぐスロープ又は本件園舎前において甲からエアガンを取り上げた。その後、被告人は、甲を連れてB中学に赴き、苦情を述べた。

翌26日、被告人は、B町教育委員会を訪れ、当時の教育課長Dに対して、本件当日の甲らの行為について苦情を述べた。その際、Dは、自分のノー

トにメモを残した。

被告人は、甲に対し、その胸ぐらをつかんだ上、本件園舎壁に押し付ける暴行（以下「本件暴行」という。）を加えたとして逮捕され、暴行罪で起訴された。

2. 判旨

本件で争点となったのは、甲は被告人宅に向けてエアガンを発射したか、本件暴行はあったかの二点である。その上で、弁護人が主張した正当防衛の成立について判断がなされ、最後に職権により法令行為の成否が検討された。

（ア）甲のエアガン発射

甲は公判廷では、被告人宅に向けてエアガンを発射したことを否定し、本件広場では友人4人とエアガンでBB弾を撃ち合うサバイバルゲームをしていたところ、1人が帰ったので、全員帰ることになった、そのとき、自分は面白半分で被告人宅にエアガンを向けたが、友人達が止めろと言ったので、発射はしていないと供述した。これに対しては、「サバイバルゲームというのは、エアガンを発射した言い訳にすぎない」「被告人は、捜査段階から一貫して、甲がエアガンを発射するのを見たと供述しており、同人はエアガンを被告人宅に向けて発射したと認められる。」「被告人を挑発すれば無気になって怒るから面白く感じていたとみるべきで、エアガン発射もそのような目的でされたものと認められる」として、甲による被告人宅に向けたエアガン発射があったと認めた。

（イ）本件暴行の存否

被告人は公判廷において、本件園舎と本件広場を繋ぐスロープ付近で甲

の胸元を押さえながらエアガンを取り上げたのであり、同人の胸ぐらをつかんでもいないし、壁に押し付けてもいないと供述し、弁護人も甲の供述の信用性を争ったが、D供述（D記載のメモ）や被告人の警察官に対する供述、さらに被告人の検察官に対する供述に「同人の胸ぐらをつかんで建物の壁に押し付けたことは間違いない、同人らが自宅の窓ガラスを銃で撃ってきたので正当防衛で現行犯逮捕しただけである。」との記載があることを指摘し、被告人の公判供述は信用できないとして、暴行の存在を認めた。その上で、本件暴行の継続時間を約4～5秒の限度でのみ認めた。

（ウ）正当防衛の成否

弁護人は、甲が被告人宅にBB弾を撃ち込んだことは、被告人の身体・財産に対する急迫不正の侵害に当たるので、被告人の行為に正当防衛が成立すると主張した。これに対しては、被告人が甲の前に現れたときには、同人らは帰宅しようとしていたのであり、甲らの行為が侵害行為に当たるとしても、侵害行為が終了しているため、正当防衛にはあたらないとして、弁護人の主張をしりぞけた。

（エ）法令行為の成否

職権による法令行為の成否を検討し、甲の被告人宅に向けたエアガン発射行為は軽犯罪法1条11号「相当の注意をしないで、他人の身体又は物件に害を及ぼす虞のある場所に物を発射した」にあたるとした上で、「被告人は、この行為を現認しており、その時点では少なくとも甲の住居は知らなかった。そして、甲はその場から立ち去ろうとしていたのであるから刑訴法217条所定の『逃亡する虞』もあったと認められる。したがって、本件暴行は、捜査段階での被告人供述のとおり、犯人である甲の身柄と犯行の用に供したエアガンを確保する目的でされたものとして、刑訴法213条、217条に基づく現行犯逮捕に当たり、刑法35条の法令行為として違法性が

阻却されるというべきである。なお、被告人は、直ちに甲を刑法214条及び215条所定の者に引渡していないが、その手を履践しなかったからといって、遑って現行犯逮捕が違法となるわけではない。また、仮に本件暴行が約1分間継続していたとしても、甲が『鳥を撃っていた』などと不合理な弁解をしたためであって、逮捕に仮託して他人に危害を加えようというような意思は被告人に認められないから、正当行為の成立が否定されることにならない。」と判示し、罰金20万円の求刑に対して無罪を言い渡し、これが確定した。

3. 検討

本評釈では、私人による現行犯逮捕が認められる範囲と要件について検討し、最後に実体法上の論点について簡単に触れる。

(ア) 私人による現行犯逮捕

私人による現行犯逮捕については刑事訴訟法213条以下の規定があるが、本件に関係するものとして、まず217条が挙げられる。本条は30万円以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限り、現行犯逮捕が可能であるとしている。本件で甲が被告人宅に向けてエアガンを発射した行為は、軽犯罪法1条11号にあたり、その法定刑は拘留または科料である。本罪は、抽象的危険犯であり、その行為の対象は、他人の身体または物件（動産と不動産を含む）に害を及ぼすおそれのある場所である。構成要件該当行為は、そのような場所に向かって物を投げ、そそぎ、または発射することであり、全く他人の身体又は物件に害を及ぼす可能性のない物は、本号にいう「物」にあたらない（1条27号にあたる可能性はある）。場所に向かって、という以上、そのような場所において物を

（龍法 '13）46 - 2, 180 (572)

投げる等の行為（キャッチボールなど）は、本号にあたらぬ。発射行為をした時点で既遂となる¹。甲の被告人宅に向けてのエアガン発射行為がこれにあたることに問題はなく、この行為に対する私人による現行犯逮捕は刑事訴訟法217条の制約を受ける。本判決は、被告人が本件暴行時に甲の住居を知らなかったこと、及び、甲に逃亡の虞れがあったことを理由に、被告人の行為が217条の要件を満たしたと判断した。しかし、被告人は以前に注意をしたことのある甲らが地元の中学校もしくは高校の学生であることは認識していたであろうから、全く甲の身元が不明であったと言えるかについては若干の疑問が残る。帰宅するところであり実際に逃亡しようという挙動をしたわけではない甲に対して、合理的な理由なく現場から立ち去ろうとしているとまで考えることができるのか、エアガンを発射したことについて罪証隠滅の可能性がどれほどあるのかも、被告人の主観を離れて客観的な判断が必要であったように思われる。

次に、現行犯逮捕には、被逮捕者を刑事手続きに乗せる目的が必要かという問題がある。この点について、刑事訴訟法213条は「現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。」と規定しているのみであって、逮捕行為に着手するに当って、逮捕の目的を問わないことはもとより、司法警察職員に被逮捕者の身柄を引き渡す意思を有することまで要求しているものとは解されないとの大阪高判昭和59・3・14がある。しかし、少なくとも刑事手続きに乗せる意思が全くない場合には、現行犯逮捕と認められないとする見解もあり²、本件で被告人が甲を警察等に引き渡さなかった点³をどう評価するかが左右される。

1 伊藤栄樹ほか編『注釈特別刑法（2）』64-67頁参照。

2 河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法〔第2版〕第4巻』515頁参照〔渡辺咲子〕。

3 被告人は過去の実験から警察等を信頼しておらず、甲を警察等に連れて行く気は全くなかったと公判廷で述べている（平成23年11月10日第5回公判調書より）。

(イ) 刑事未成年の現行犯逮捕

むしろ問題となるのは、甲が13歳という刑事未成年であった点である。この点について、本判決には何ら判断は示されていない。一方で、被告人が刑事訴訟法214条及び215条所定の者への引き渡しをしなかったことは、現行犯逮捕の適法性に影響しないと述べられているが、この点は甲が刑事未成年であることを踏まえて検討する必要がある。

①刑事未成年を現行犯逮捕することは可能か。違法性阻却事由・責任阻却事由については、例えば正当防衛であること、全く責任能力を欠く状態であることが明らかである場合には、犯罪が成立しないことが明らかなのであるから、現行犯として取り扱うべきではない⁴。したがって、「現に罪を行い」の「罪」は、構成要件に該当し、違法で有責な行為でなければならない。刑事未成年による触法行為は犯罪ではないため、刑事未成年を現行犯逮捕することはできないのが原則である。例えば、5歳の幼児が書店から本を持ち出した場合に、その幼児を現行犯逮捕できるとは思われないから、これは妥当であろう。この場合に、その幼児を取り押さえるとするならば、現行犯逮捕ではなく、保護として取り押さえ行為の正当化が考えられる。殺人等の重大事件であっても、私人による身体拘束は保護や緊急性を根拠とした正当化が可能となりうるにすぎない⁵。

ただし、現に犯罪が行われている状態で違法性阻却事由等が存在するか否かを判断することは容易ではない。そこで、そうした事実が存在する疑いが濃厚に認められる積極的な事情がなければ、犯罪構成要件に該当する行為がある限り、その行為は（通説的な見解によれば）違法・有責であることの事実上の推定を受けるから、現行犯として取

4 前掲・大コンメ486頁参照。

5 私人ではなく警察であれば犯罪の抑止や鎮圧が認められうる。ただしその根拠には議論がある。

り扱うことができるとされる⁶。

本件においては、甲が近隣の中高生であることは被告人にはある程度の予想はついたであろうから、「特にこれらの存在が疑われる事情がない限り⁷」とは言えず、甲を現行犯として取り扱うことは難しい⁸。したがって、本件暴行を現行犯逮捕として正当化することは出来ないものと思われる。

刑事未成年の現行犯逮捕についての裁判例は、評釈者の知る限り、存在せず、判決文の中でわずかに触れたものとして、私人により窃盗未遂の現行犯として逮捕された者が逮捕の違法性を主張したのに対し、鉄道公安職員が私人から現行犯逮捕をした被疑者の身柄を引き渡された後にとった措置は違法ではないとした東京高判平成3・5・9（損害賠償請求事件）がある。判決は鉄道公安職員の職務に関する法律3条⁹などを根拠に鉄道公安職員の現行犯逮捕の際の権限について述べる中で、「…鉄道公安職員が私人から現行犯逮捕をした被疑者の身柄を引き渡された場合においても、鉄道公安職員が現行犯人を逮捕した場合と同様に、誤逮捕であることが明らかとなった場合や刑事未成年者であることが明らかとなった場合等においては、鉄道公安職員の権限においてこれを釈放すべきであるが、その余の場合には、被疑者をすみやかに検察官又は司法警察員に引致すべき義務を負っている」

6 前掲・大コンメ486-487頁参照。

7 団藤重光『条解刑事訴訟法（上）』（1950、弘文堂）403頁。

8 被告人がその後、甲を中学校まで連れて行った（少なくとも甲が中学生であることは明らかになったといえる）行為は、起訴の対象となっていない。なお、被告人はその際に甲の身体に触れることはなかったようであり、監禁と捉えられるような態様ではなかったものと思われる（平成23年7月21日第2回公判調書冒頭陳述要旨より）。

9 「鉄道公安職員の捜査に関しては、この法律に別段の定めがある場合を除く外、刑事訴訟法に規定する司法警察職員の捜査に関する規定を準用する。但し、現行犯人又は被疑者を逮捕した場合には、これを検察官又は警察職員に引致しなければならない。」

として、刑事未成年を逮捕することができないとの理解を示している。

ただし、本件で被告人は自己の行為を現行犯逮捕であると認識しており、違法性阻却事由に関する錯誤があると解する余地がある。その場合、暴行罪が成立しないという結論においては本判決と異なるところはない¹⁰。この点に関して、広島高判昭和44・5・9がある。これは、被告人らの行為を私人による現行犯逮捕として適法とすることはできないが、被害者らの行為が器物損壊であると考え、「被告人らがこれを制止するために逮捕し、警察官に引渡したことも、争議の原因、経過、損壊行為の目的手段、逮捕の動機態様その後の措置等諸般の状況に照らすと、その行為が現行犯逮捕として法律上許されるものと誤信し、かつ、そのように誤信したことについて相当の理由があったものと認められ、犯意を阻却し、罪を犯す意思がなかったものと解するべきである」として逮捕監禁致傷について無罪とした事例である。

以上の点と、被告人に逮捕の目的がない点を併せて考えると、本件被告人の行為を現行犯逮捕として正当化することは困難である。ただし、刑事未成年の保護として考えることは可能だったのではないかと思われる。

- ②刑事未成年を現行犯逮捕することが原則として認められないのであれば、本件で被告人が、甲を刑事訴訟法214条及び215条所定の者へ引き渡しをしなかったことは、被告人の行為の適法性には関係しない。では、甲が触法少年ではなく犯罪少年であった場合はどのように考えられるだろうか。

被逮捕者の迅速な引き渡しを定めた214条の趣旨は、私人による不

10 被告人が甲を刑事未成年であると知った上で、それでも現行犯逮捕できると考えていたのであれば、法律の錯誤となる。被告人は自己の行為を正当防衛であるとも主張しており、その点では誤想防衛であるとも言える。

当な監禁を防止し、捜査機関による逮捕事実の告知、弁護人依頼権の告知、留置の必要性の判断が迅速になされることの保障にある¹¹。そこで、私人による現行犯逮捕の場合には、釈放は許されないと解する、いわゆる否定説が多数である。ただし、例えば被逮捕者の謝罪による和解等があって、警察官に引き渡さずに釈放した場合、身体拘束行為が違法になるとは解されない、とする。本判決はこの立場をとっている。これに対して肯定説は、同条が禁じているのは、被逮捕者に対する私人による（不当な）留置の継続であると解するため、釈放することは禁止されないと主張する。しかし、「私人に釈放権限を認めることは、刑事手続の原則にもそぐわないし、釈放するか否かの判断に要する時間の留置を認めることにもなる危険がある。」と否定説は反論する。214条の趣旨からすれば、肯定説の主張にも合理性はあるだろう。

多数説である否定説に立った場合、犯罪少年を現行犯逮捕し、ただちに所属の中学校もしくは高校に連れて行って教員に引き渡したならば、私人には許されない現行犯の釈放と評価されるのであろうか。少年法は17条、43条、48条などで、少年の身体拘束は抑制的であるべき旨を繰り返し述べている。そこで、私人による身体拘束は成人よりもさらに迅速に終了させなくてはならない。その一方で、少年法は6条で通告義務を定めており、家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は当該少年を家庭裁判所に通告しなければならない。犯罪少年は刑罰ではなく保護の対象であり、たとえ刑事訴訟法214条及び215条所定の者へ引き渡したとしても、刑事手続きに乗せるのではなく、当該少年の保護のために引き渡しが必要であると思われる。したがって、犯罪少年を発見した場合には身体拘束を行わずに家庭裁判所に通告するのが原則であり、現行犯逮捕等で身体拘束をした場合には、保護の

11 前掲・大コンメ528頁参照。

観点からの迅速な引き渡しが必要となるものと解される。その限りで、現行犯逮捕の目的については、それが必要だとしても少年に対しては異なる理解がされねばならない。また、同条2項は、警察官または保護者は、児童福祉法に委ねるのが適当であると思われる場合には非行少年を児童相談所に通告することができる、とする。犯罪少年を現行犯逮捕した者が当該少年を警察に引き渡した場合、警察からの通告を期待することができるため、当該私人が引き渡しに加えて家庭裁判所に通告することは求められていないであろうから、間接的な通告が現実には許されていると言えよう。間接的な通告が可能であるならば、本件被告人のように学校等の監護責任を負う者の所へ連れて行くことも、間接的な通告と捉えることは可能かもしれない。犯罪少年を現行犯逮捕した場合には、引き渡しと釈放の意義を、刑事訴訟法ではなく少年法の趣旨に基づいて検討することが求められるだろう。

- ③本件で被告人は甲のエアガンを取り上げている。私人逮捕の場合に、私人には、被疑者の搜索、逮捕の現場の搜索、差押え、検証の権限は認められない。ただし、私人が犯人の携帯している凶器を取り上げる行為は、逮捕行為の内容としてなされたものであり違法な押収とはいえないとされる¹²。そこで、本件の被告人の暴行が現行犯逮捕として認められるのであれば、甲の軽犯罪法に触れる行為のいわば凶器となったエアガンの取り上げも、逮捕の一環として認められる可能性がある。しかし、甲が刑事未成年であって現行犯逮捕が認められない場合、エアガンの取り上げはどう評価されるか。前述のように、被告人に違法性阻却事由に関する錯誤があるために故意もしくは責任が阻却されて暴行罪が成立しないとすれば、同様にエアガンの取り上げも恐喝罪や窃盗罪とはならないだろう。また、被告人の行為を刑事未成年に対する保護として考えるのであれば、エアガンの取り上げは、逮捕

12 前掲・大コンメ526頁参照。

者である被告人の身体等を守るための正当行為として考えることも不自然ではないように思われる。

(ウ) 本判決の意義

私人による現行犯逮捕に関する判例としては、あわびの密漁を行っていた犯人を、現行犯逮捕のため追跡した者の依頼により追跡を継続した行為を、適法な現行犯逮捕の行為と認めた最判昭和50・4・3がある。また、比較的最近の下級審判決としては、被害者の顔面・頭部を手拳及び木の棒で殴打する等の暴行を加え、よって、同人に加療約二週間を要する頭部打撲等の傷害を負わせたことについて、原裁判所が有罪としたので、被告人が控訴した傷害被告事件の控訴審で、被告人を無罪とした東京高判平成10・3・11¹³があるが、刑事判例は総じて少ない。また、争点は逮捕の際の有形力行使の限度となることが多い。そのような中で、本判決は、私人による刑事未成年の現行犯逮捕を認めたと解される点、軽微事件に対する現行犯逮捕を認めた点、刑事訴訟法214条及び215条所定の者への引き渡しがないことが私人の現行犯逮捕の適法性を遡って否定するものではないとした点で注目される。

ただし、被害者甲が刑事未成年であったこと等を考慮したならば、本件暴行は触法少年に対する保護と評価することが可能であり、むしろ実態に即していたのではないかとも思われる。非行少年に対する地域住民の対応のあり方を考えるに、非行行為を目撃して見て見ぬふりをするのが少年

13 被害者は、かなり危険な方法で逃走しようとした上、横から同人をつかまえにきた被告人に対して、顔面を殴打し、ヘルメットをぶつけ、石垣に押し付けて攻撃しており、被告人は、右抵抗を排除しようとして本件行為に及んだものであることが明らかであるので、本件被告人の行為は、社会通念上逮捕をするために必要かつ相当な限度内にとどまるものと認められ、現行犯逮捕にともなう適法な実力行使と認め得るから、刑法35条により罪とならないものというべきであるとして、被告人を無罪とした。

の健全育成の観点からは必ずしも望ましいとはいえないにも関わらず、積極的な介入が犯罪として扱われかねない風潮がある。もちろん保護者以外の者が非行少年に懲戒を行うことは認められていない。しかし、犯罪成否の判断が社会や地域の状況に左右されてよいとは思われない。また、被告人は自己の行為の正当性を積極的に主張していたのだから逃亡の虞れはなく、本件暴行の証拠隠滅も考えられないにもかかわらず逮捕に引き続き数ヶ月の勾留下におかれたことにも疑問が残る。

(エ) 刑法35条と36条の適用関係

本件では甲による急迫不正の侵害が終了していたため、被告人の行為は正当防衛とは認められなかった。また、法令行為の成否について弁護人は主張しておらず、職権による判断がなされたため、35条と36条の関係は問題になっていない。しかし、仮に急迫不正の侵害が終了していなかった場合には、被告人の行為はどのように擬律されるのだろうか。本判決の射程からは外れることになるため、簡単に検討する。

急迫不正の侵害が継続中で、かつ思わぬ重大な結果が生じた場合として、以下の二つの例を比べてみよう。

(a) 私人XはAから殴りかかれたために、身を守るためにAの腕を掴んだところ、Aが暴れたので、Aの体を抑え続け続け、その結果、Aが死亡した。

(b) 私人XはAから殴りかかれたために、Aを逮捕しようとAの腕を掴んだところ、Aが暴れたので、Aの体を抑え続け続け、その結果、Aが死亡した。

実務的にはXが正当防衛を主張するのか、現行犯逮捕を主張するのかで、構成が変わるのだろうか。先に挙げた最判昭和50・4・3では、弁護人は正当防衛を主張したが、一審¹⁴は急迫性なしとして有罪（罰金3,000円）とし

14 宮古簡易裁判所判決昭和47年9月27日

た。控訴にあたって弁護人は正当防衛と自救行為を控訴趣意¹⁵で主張したが、控訴審はこれを斥け、相当性なしとして、過剰防衛も否定して控訴を棄却した。上告趣意書では、弁護人は正当防衛、実質的違法性の欠如、自救行為に加えて、現行犯逮捕のために許される実力行為である旨を主張した。前述のXが正当防衛と現行犯逮捕の両方の意図を同時に有しており、両方を主張した場合に、35条と36条がどう適用されるかについて理論的な指針はあるのだろうか。

35条と36条の関係については、様々な見解がある。まず、35条は一般的な違法性阻却事由を定め、36条はその典型例であるとする見解がある¹⁶。この見解に基づけば、特別法である36条の適用が先に考えられることになるものと思われる。次に、35条前段は後段の一例にすぎない、すなわち、35条前段は、36条、37条、35条後段に対して、特別と一般の関係にあるとの見解がある。よって、35条前段は優先的に適用されるべきであると説く¹⁷。しかし、後述するように、35条と36条は質的に異なるものを含んでおり、これらの見解が主張するように単純に一般法と特別法と解することはできないように思われる。

一方、35条は違法性のみならず構成要件阻却も含むことを指摘して、35条と36条が異なる性質を有するという見解もある¹⁸。35条前段と36条が異質であることは、私人による現行犯逮捕は権利行為であるのに対して、正当防衛が権利行為ではない点とも整合的であり、他の見解に比べると妥当であるように思われる。その場合、正当防衛と現行犯逮捕はいずれも35条

15 現行犯逮捕という言葉はあるが、趣旨としては正当防衛を主張していると思われる。

16 大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法2巻』7頁参照〔大塚〕。

17 刑法判例百選Ⅰ第2版「現行犯逮捕」71頁参照〔駒沢貞志〕。前掲最高裁昭和50年判決について、原判決が35条前段の適用の当否を考慮せずに36条と自救行為の成否のみを問題とした点に対してのコメントから。

18 前掲・注6、209頁参照〔宮野彬〕。

後段の特別な場面となり、並列関係にあると解される。そこで、行為者が正当防衛と現行犯逮捕の両方の意図を有していた場合、先に規定のある35条前段の適用が優先され、身を守るための暴行は制圧行為として吸収されるように思われるが、感覚的な判断の域を出ていない。Xが両方の意図を有した上で、暴行の後に引き続きAを逮捕もしくは監禁した場合、正当防衛の適否を先に考えると、逮捕行為の起点をどこに置くかの判断が困難になることは、35条前段の適用を優先させることの理由の一つにはなるが、これのみを根拠とするのはいかにも弱い。また、35条前段と36条が35条後段の特別な場面であると解すると、規定の並びが、特別（35条前段）→一般（35条後段）→特別（36条）→特別（37条）となり、不自然である。さらに、そもそも逮捕と正当防衛が排他的な関係にあり、一方が適用されたならば、他方は適用されないとする出発点を検証しなくてはなるまい。警察官の武器の使用に関する規定である警察官職務執行法7条の存在から、警察官には正当防衛や緊急避難が認められていると考えられる。逮捕や正当防衛の適用において、私人に警察官よりも厳しい要件を課すことは適当ではないから、35条と36条が重複して成立するという理解もありうる。上述の事例におけるAの死亡という結果の評価に、35条と36条の適用の理解が反映することや、誤想防衛や過剰防衛の場合とのバランス等も考慮して検討することが必要であろう。

このように考えると、本判決は手続き法のみならず実体法上の論点をも含む興味深い事例であったと言える。